

【新刊書籍】『この1冊で相談に対応！税理士のための農業ビジネス実務ハンドブック～法律知識・税務の基本から類型別の解説まで～』 発刊！

農業ビジネスに関する顧客からの質問や相談に、的確に対応するための1冊！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）は、『この1冊で相談に対応！税理士のための農業ビジネス実務ハンドブック～法律知識・税務の基本から類型別の解説まで～』を、2024年2月27日に発刊しました。



商品紹介ページはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104846.html>

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/dHvQaN>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17748176/>

「農業に関する書籍があったら…。」

本書は、そんな税理士の声から生まれました。

多様で複雑な農業関係の法律・税務について、基礎知識から留意点まで分かりやすく解説した1冊です。農業ビジネスを経営する法人を顧問先にもつ著者が解説しているので、実務でも役立つこと間違いなし！

農業ビジネスに関する質問や相談に的確に対応するために、是非この1冊を！

1 所得税

(1) 農業所得とは

農業所得は、米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得のことをいいます（所法2条1項35号）。そして、政令では、①米、麦その他の穀物、馬鈴しょ、甘しょ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いてする園芸作物の栽培を行なう事業、②繭又は蚕種の生産を行なう事業、③主として前2号に規定する物の栽培又は生産をする者が兼営するわら工品その他これに類する物の生産、家畜、家禽、毛皮獣若しくは蜂の育成、肥育、採卵若しくはみつの採取又は酪農品の生産を行なう事業を農業の範囲として規定しています（所令12条）。

(2) 農業所得と事業所得は何が違う？

所得税申告書では、事業所得として、「営業等」と「農業」が区分されています。

農業所得は、所得税法で定義されているとはいえ、あくまで事業から生ずる所得であり、事業所得の一種です。そのため、農業所得に該当する所得を「営業等」として申告したとしても所得に差異は生じること通常ありません。

農業所得用の書式が用意されているのは、①家事消費に関する金額を明確にし収入等の申告から脱漏することを防止すること、②特別農業所得者の予定納税額の特例の対象となるかの判定をするためです。

64

4 観光農園

4 観光農園

ビジネスモデル

Xは、ビニールハウスでいちごを生産している。

いちごの収穫シーズンになると、いちご狩りの募集を行い、来場者から入園料を得ている。

(1) ビジネスの背景や狙い

観光農園は、農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ、料金を得る事業です。体験農園と呼ばれることもあります。

農業者の売上高は、農産物の収穫量と販売単価に大きく依存します。観光農園で来場者から得る収入は、農産物の販売に対する対価ではなく、農業体験というサービスに対する対価です。サービスに対する対価を稼得することにより農産物を販売するだけの売上高よりも大きな収益を稼得することができます。観光農園の来場者に対しては、収穫物や加工品の物販も期待することができ、サービス収益だけでなく、物販による売上高の稼得も期待することができます。

(2) 農地法関係の留意点

観光農園の中核となるほ場についてはほ場管理をきちんとしていれば観光農園として来場者に利用をさせたとしても農地法上の手続は必要ありません。

来場者のためにトイレを設置したり、販売所を設置したりする場合、

185

【本書の特徴】

1. 複雑な農業関係の法律・税務や補助金制度について、基礎知識から留意点まで網羅し分かりやすく解説！
2. 多様化する農業ビジネス。その類型ごとに特徴や仕組み、留意すべきポイントが理解できる！
3. 農業ビジネスを経営する法人を実際に顧問先にもつ著者による解説だから、実務で役立つ！

【目次（抜粋）】

第1章 農業ビジネスの基本と周辺状況

- 1 農業経営体の推移
- 2 法人経営体の内訳
- 3 農業法人の経営実態

第2章 農業ビジネスに関与する税理士等が知っておきたい農業関係法令の基礎知識

- 1 農業関係法令の難解さ
- 2 農地法
- 3 農業委員会等に関する法律

第3章 農業に関する会計

- 1 農業簿記と一般簿記との違い
- 2 消費税軽減税率に関連した区分経理
- 3 棚卸資産の取扱い

第4章 農業ビジネスにおける税務

- 1 所得税
- 2 譲渡所得税
- 3 消費税

第5章 農家の相続にまつわる税務

- 1 農家は税理士よりも相続税に詳しい？
- 2 税務調査の状況
- 3 税理士職業賠償責任保険事故事例

第6章 農地相続税納税猶予制度

- 1 概要
- 2 農地相続税納税猶予制度の適用要件
- 3 相続税納税猶予に関する適格者証明書

第7章 財産評価基本通達に基づく農地等の評価

- 1 農地の分類
- 2 農地分類ごとの評価方法
- 3 生産緑地の評価

第8章 農地等の贈与にまつわる税務

- 1 農地等の贈与による財産取得の時期
- 2 農地を著しく低い価額で譲渡した場合のみなし贈与
- 3 農地の共有持分を放棄した場合

第9章 農地贈与税納税猶予制度

- 1 概要
- 2 農地贈与税納税猶予制度の適用要件
- 3 贈与税納税猶予に関する適格者証明書

第10章 集落営農組織の税務

- 1 集落営農組織の税務の概要
- 2 人格のない社団等とは
- 3 構成員課税と法人課税の分水嶺

第11章 農地所有適格法人（農業生産法人）の会計と税務

- 1 農地所有適格法人とは
- 2 農地所有適格法人となるための要件
- 3 農地所有適格法人の子会社化に関する特例要件

第12章 農業支援補助金の処理

- 1 国庫補助金等の処理
- 2 ハード事業に係る補助金
- 3 ソフト事業に係る補助金

第13章 農業ビジネスの事業構造

- 1 モデル計算式
- 2 六次産業化
- 3 農業融資

第14章 農業ビジネス類型別のポイント

- 1 農家レストラン
- 2 自社農場（飲食業等他業種からの農業参入）
- 3 移動販売・ケータリング

【商品概要】

『この1冊で相談に対応！税理士のための農業ビジネス実務ハンドブック
～法律知識・税務の基本から類型別の解説まで～』

本木賢太郎 著

定価：3,300円(本体：3,000円＋税10%)

頁数：224頁

版型：A5判

商品紹介ページはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104846.html>

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/dHvQaN>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17748176/>

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000678.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

zei-support@daiichihoki.com